

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月18日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第30号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年12月28日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

交通安全施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成30年10月1日 午後11時頃

2 事故発生の場所

つくば市上広岡205番地先の市道

3 相手方

(1) 住所 笠間市稲田3120番地1

(2) 氏名 Car Concier

代表 藤井 京子

4 事故の概要

上記日時場所において、台風24号の影響で道路に倒れたカーブミラーに相手方の車両が接触し、フロントガラス及びキャビン天井部分を破損させた。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金201,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。